

社会福祉法人 北海道光生舎
特別養護老人ホーム しらかば荘
短期入所生活介護事業所運営規程

制 定 日	平成24年4月1日
施 行 日	平成24年4月1日
改 定 日	令和 6年8月1日
決裁機関	理事会
分 類	基本経営
版	第6版

規程改廃履歴

制定年月日	版	名 称
平成24年4月1日		特別養護老人ホームしらかば荘 短期入所生活介護事業所運営規程

改廃履歴

改廃年月日	版	改廃箇所・内容・理由等
平成27年8月1日	2	第12条 利用料及び負担限度額について変更
令和元年10月1日	3	第17条個人情報の保護、第18条身体拘束に関する事項について追加
令和3年8月1日	4	基準費用額及び負担限度額の変更
令和6年4月1日	5	第4条職員の員数の変更及び第13条衛生管理・第14条業務継続計画に関する事項の追加
令和6年8月1日	6	第7条利用料 居室料の負担限度額変更
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

社会福祉法人北海道光生舎 特別養護老人ホームしらかば荘

短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人北海道光生舎特別養護老人ホームしらかば荘（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員（以下「職員」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人北海道光生舎 特別養護老人ホームしらかば荘
- (2) 位置 歌志内市字神威280番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に従事する職員は、指定介護老人福祉施設の職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名（常勤）
施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（非常勤）
利用者の健康管理及び療養上の指導の業務を行う。
- (3) 生活相談員 1名（常勤）
利用者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援の業務を行う。
- (4) 看護職員 4名以上（常勤4名 兼務1名）
利用者の看護及び保健衛生業務を行う。
- (5) 介護支援専門員 1名（常勤）以上
当該事業のサービス計画の作成、モニタリング、サービス担当者会議の開催等の業務を行う。
- (6) 介護職員 16名（常勤）以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名（常勤）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練の業務を行う。
- (8) 事務員 1名（常勤）
施設長の指示を受け、予算及び経理の管理、職員の管理、その他の管理の業務

を行う。

(9) 栄養士 1名(常勤)以上
給食管理及び栄養指導の業務を行う。

(10) 調理員 外部委託
管理栄養士の指示を受けて、給食業務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は6名とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 機能訓練(日常動作訓練)
- (3) 入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の支援
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎

(利用料)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、次のようにする。

(1) 65歳以上の方で、合計所得収入が160万円以上の方又は単身で年金収入のみの場合は280万円以上の方は2割負担とする。

(2) (1)以外及び2名以上の世帯で346万円未満の方は1割負担とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

(1) 食事の提供に要する食材料費及び調理に係る費用1日の食費の単価として、1日1,445円と定める。利用者の入退院や外出など事情により欠食となった場合は、朝食405円、昼食520円、夕食520円を減額する。

(2) 食事の自己負担について、負担限度額については下記の表となる。

利用者負担区分の段階		負担限度額(日額)
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者	300円
第2段階	市民税非課税世帯で課税年金収入が年額80万円以下の方	600円
第3段階①	市民税非課税世帯で課税年金収入が年額80万円超120万円以下の方	1,000円
第3段階②	市民税非課税世帯で課税年金収入が年額120万円超の方	1,300円
第4段階	上記以外の方	1,445円

- (3) 居住に要する費用（居室料金光熱水費等）については、本人負担として基本額 915円となるが、本人の収入状況から負担軽減を受けることにより、下記の表の自己負担額となる。

利用者負担区分の段階		負担限度額(日額)
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者	0円
第2段階	市民税非課税世帯で課税年金収入が年額80万円以下の方	430円
第3段階①	市民税非課税世帯で課税年金収入が年額80万円超120万円以下の方	430円
第3段階②	市民税非課税世帯で課税年金収入が年額120万円超の方	430円
第4段階	上記以外の方	915円

- (4) 負担限度額認定要件は下記の表となる。

利用者負担段階	対象者	
第1段階	生活保護受給者	
第2段階	市民税非課税世帯で課税年金収入が年額80万円以下の方	預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階①	市民税非課税世帯で課税年金収入が年額80万円超120万円以下の方	預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
第3段階②	市民税非課税世帯で課税年金収入が年額120万円超の方	預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下

- (5) その他事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、市内全域及び近隣市町村（砂川市、赤平市、芦別市、滝川市、上砂川町など（施設から片道約10キロメートル以内の範囲）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 健康状態に異常のある場合は、その旨申し出ること。

- (2) サービス内容について不満などがある場合は、その旨申し出ること。
- (3) 浴室を利用する場合は、床が滑りやすいので注意すること。
- (4) 他の入所者の迷惑になる行為は慎むこと。
- (5) 喫煙については、定められた場所で行うこと。
- (6) 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- (7) 業所内の設備及び器具について、利用により破損等が生じた場合は賠償となること。
- (8) 身の回り品以外は持ち込まないこと。貴重品は施設で預かること。
- (9) 現金は、原則として預かりません。
- (10) 持参金、物品などの紛失については一切保障しないこと。
- (11) 施設内では、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はしないこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は、事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに施設長及び主治医に報告しなければならない。尚、家族連絡については緊急対応を優先とするため、後に連絡する場合がある。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡を行うとともに必要な措置を実施する。

- 2 利用者に対する施設サービスの提供により施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって対応する。
- 3 利用者様同士、職員への暴力行為など施設内でのトラブル事故については、状況の検証などを行いますが、場合によっては賠償しない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める
- 3 地震、土砂、水害など自然災害を想定した訓練を年2回実施する
- 4 歌志内市立病院及び町内会と災害協定を基に、災害時の連携を図る
- 5 食糧、飲料水など災害備蓄品の確保を行う。

(衛生管理)

第13条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒予防及びまん延の防止の為の対策を検討する感染予防委員会（テレビ電話装置などを活用して行う事が出来る）を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 職員に対し感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施するものとする。

(業務継続計画)

第14条 施設は、非常災害や感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業

務継続計画」) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、職員に対し業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時の対応)

第15条 現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者の心体に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医師又は協力病院へ連絡し、医師の指示に従い適切な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

- 第16条 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 2 利用者に対する施設サービスの提供により施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって損害賠償を行う。
 - 3 利用者様同士、職員への暴力行為など事故については、状況の検証などを行うが、場合によっては賠償しない。

(秘密保持)

- 第17条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- 2 施設は居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。
 - 3、利用者及び身元引受人等から、サービス提供等の記録開示を求められた場合には、協議の上の開示を行うものとする。

(苦情処理)

- 第18条 その提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情の相談窓口を設置する。
- 2 施設はその提供した施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 施設は、その提供した施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

- 第19条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に対する法律等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、他のサービス事業所に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(身体拘束に関する事項)

第20条 事業所は、サービスの提供にあたって身体拘束を廃止する。但し、利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急時によるやむを得ない場合を除き、身体拘束等の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その形態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに、緊急やむを得ない理由等、必要事項を記録するものとする。
- 3 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、複数名の職員等で協議を行い実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置。
- (2) 苦情解決体制の整備。
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時1か月以内
- (2) 継続研修 1年に1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に記載する。

(委任)

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

社会福祉法人北海道光生舎特別養護老人ホームしらかば荘重要事項説明書
(短期入所 (予防) 生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

(1) 開設者の名称	社会福祉法人北海道光生舎 理事長 高江 智和理
(2) 事業所の名称及び種類	社会福祉法人北海道光生舎 特別養護老人ホームしらかば荘 北海道指定 0177100542 号 短期入所生活介護 (平成24年4月1日指定) 介護予防短期入所生活介護 (平成24年4月1日指定)
(3) 所在地	歌志内市字神威280番地
(4) 管理者	施設長 高島 朗弘
(6) 電話番号	0125-42-5331 FAX 42-5037

2. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、当施設において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 運営方針

当施設にあっては、老人福祉法の基本理念に基づき、利用者の福祉の万全を期するよう管理運営し、共同生活の円滑化と利用者が個人として尊重されるよう適切な養護を図ります。

3. 施設の概要

(1) 敷地、建物及び利用定員

(2) 居室 (と共用)

敷地面積等	敷地 2473.26 m ² 、延床面積 2005.14 m ²		1人部屋	2室 8 m ² (短期入所)
建物・構造	鉄筋コンクリート造2階建 (耐火造)		2人部屋	2室 21 m ² (短期入所)
利用定員	短期入所6名 (その他に入所の空床利用)		4人部屋	13室 33.75 m ² (入所)

その他主な設備 (施設入所者と共用)

食堂	1室 86.25 m ²	機能訓練室	1室 23.65 m ²
一般浴室	1室 33.75 m ²	機械浴室	1室 34.46 m ²
トイレ	6ヶ所	医務室	1室

4. 職員の配置状況及び勤務体制 (職員の配置については、入所と兼務となります)

配置している職員	常勤換算	指定基準
1. 施設長 (管理者)	1名	1名
2. 生活相談員	1名 (兼務1名)	1名

3. 介護支援専門員	2名（兼務1名）	1名
4. 介護職員	18名	17名
5. 看護職員	4名（兼務1名）	2名
6. 機能訓練指導員	1名（兼務1名）	1名
7. 医師（嘱託）	1名	1名
8. 栄養士	1名	1名
9. 調理員	（非常勤6名）	
10. 事務員	1名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数を施設における常勤職員の所定勤務時間

（例：週40時間）で除した数です。

例：週20時間を勤務した介護職員が4名いる場合、常勤換算では2名となります。

（20時間×4名＝80時間÷40時間＝2名）

5. 勤務体制（入所施設と同様）

職 種	勤 務 体 制	
介護職員	夜勤帯を除き、常時最低5名は勤務しています。	
	早番	7：00～16：00 3～4名
	遅番	10：00～19：00 3名
	日勤	8：00～17：00 0～1名
	夜勤	17：00～ 9：30 2名
看護職員	常時最低1名は勤務しています。	
	早番	7：00～16：00 1名
	日勤	8：00～17：00 1～2名
	遅番	9：30～18：30 1名
機能訓練指導員	日勤	8：00～17：00 1名
栄養士	日勤	8：30～17：30 1名
医師	毎週水曜日（10：00～12：00）	

※施設長、生活相談員、介護支援専門員は通常勤務（8：00～17：00）

6. 営業日及びご利用の予約

- ・営業は、年中無休で行っております。
- ・ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の1か月前から受け付けております。

7. 施設サービスの概要

（1）施設サービスの概要

①食事の介助

- ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮しバラエティに富んだ食事を提供します。（食費は給付対象外です。）

- ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。

（食事時間）

朝食7：30～8：30 昼食12：00～13：00 夕食18：00～19：00

②排泄の介助

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ・おむつを使用する方に対しては、1日4回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。

③入浴の介助

- ・週2回の入浴または清拭を行います。
- ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。

④着替え等の介助

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・シーツ交換は週1回行います。

⑤健康管理

- ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

⑥相談および援助

- ・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要援助を行うよう努めます。(相談窓口) 生活相談員

⑦送迎

- ・利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当施設との間の送迎を受けることができます。

⑧個人情報の保護

- ・個人情報の保護に対する法律等を遵守し、適正に取り扱います。

⑨身体拘束の廃止

- ・身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束を行わない看護、介護を実施しています。

⑩虐待防止に関する事項

- ・利用者の人権の擁護・虐待の防止を徹底します。

(2) 介護保険給付外サービス

- ①サービス利用料金は、介護保険からサービス利用料が9割又は8割給付され、利用者は1割又は2割自己負担金を支払います。(年金等の収入により負担率が変わります)

②滞在に要する費用

- ・居室利用、光熱水費相当額として、基本的に日額915円を自己負担していただきます。但し、本人収入の状況により負担軽減が受けられた場合には、自己負担額が軽減します。

③食事の提供に要する費用

- ・食材料費及び調理に係る費用として、基本として日額1,445円を自己負担していただきますが、入退院や外出など事情により欠食となった場合は、朝食405円、昼食520円、夕食520円を減額し算出します。但し、本人収入の状況により負担軽減が受けられた場合には、自己負担額が軽減します。

(①②③の詳細については別紙料金表を参照)

④特別な食事

- ・病状などによる個別対応としての特別な食事提供が必要な場合については、実費負担とさせていただきます。

⑤理美容サービス

- ・理髪サービスは2か月に1回、美容室(随時)の出張によるサービスをご利用いただけます。(利用料金:実費)

⑥レクリエーション行事

- ・施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。(利用料金:材料代等実費)

⑦その他日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を、負担していただきます。

※おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ・窓口担当者 : 生活相談員 (0125-42-5331)
- ・受付時間 : 毎週月曜日～金曜日 8時00分～17時00分

(2) その他の苦情受付機関

○歌志内市役所保健介護課保健介護グループ

- ・所在地 : 歌志内市字本町5番地
- ・電話番号 : 0125-74-6616
- ・受付時間 : 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時00分 (祝祭日を除く)

○北海道国民健康保険団体連合会

- ・所在地 : 札幌市中央区南2条西14丁目
- ・電話番号 : 011-231-5161
- ・受付時間 : 毎週月曜日～金曜日 8時45分～17時15分 (祝祭日を除く)

9. 苦情の処理について

苦情の処理については、受付後概ね1週間以内に施設内部及び介護保険担当課等と協議し対処いたします。

10. 協力医療機関

- ・利用者が医療を必要とする場合は、次の協力医療機関で治療を受けることができます。

医療機関名	診療科	所在地
歌志内市立病院	内科 (入院ベット60床)	歌志内市字神威269番地
みなみ歯科医院	歯科	滝川市西町5丁目3-38

11. 非常災害時の対策

- ・非常時の対応は、別に定める特別養護老人ホームしらかば荘消防計画により対応します。
- ・近隣との協力関係は、神威町内会と非常時に相互連携します。
- ・避難訓練等は、別に定める特別養護老人ホームしらかば荘消防計画により、年2回避難訓練及び通報訓練を実施します。
- ・防災設備は、スプリンクラー、防火扉2か所、避難階段1か所、非常通報装置、自動火災報知器、漏電火災報知器、誘導灯14か所、非常用電源、ガス漏れ報知器、消火器11か所及び防災カーテン等を設備しております。
- ・消防計画等は、防火管理者である施設長が作成し、消防署へ提出しております。

12. 緊急時の対応

- ・利用者の身体に急変が生じた場合などは、速やかに医師又は協力病院へ連絡や搬送を実施し医師の指示に従い適切な措置を行います。
- ご家族などに状況を連絡する場合は、利用者の急変対応を優先した後に行います。

13. 事故発生時の対応

- ・利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡

- を行うとともに必要な措置を行います。
- ・利用者に対する施設サービスの提供により施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって対応いたします。
 - ・利用者様同士、職員への暴力行為など施設内でのトラブル事故については、状況の検証などを行います。場合によっては賠償しないことがあります。

1 4. 賠償責任への対応

- ・事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ・利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・利用者が、サービスの実施にあつて必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・利用者様同士、職員への暴力行為など施設内でのトラブルや事故により、状況の検証などを行った結果、賠償の対象とはならないと判断された場合。
- ・金銭の取り扱いについて、利用者及び身元引受人より施設側に管理依頼を受けていない本人の自己管理による持参金等が盗難・紛失した場合。

1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・提供するサービスの第三者評価を受けておりません。

1 6. 事業所利用の際に注意していただく事項

- ・面会は、必ず面会者名簿に記載して、職員に部屋を確認してから面会して下さい。
面会時間は、8時00分～20時00分までです。
また、面会される場合に食べ物、その他の持ち込みは職員に確認して下さい。
- ・外出、外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
- ・嘱託医師以外の医療機関受診に係る費用は、利用者の負担となります。
- ・事業所内の設備及び器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただきます。
- ・喫煙は、決められた場所以外お断りします。
- ・飲酒は原則として、行事以外は飲酒できません。
- ・騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はお断りします。
また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにして下さい。
- ・身の回り品以外は持ち込まないで下さい。また、貴重品は施設でお預かりします。
- ・現金は、原則としてお預かりいたしません。
- ・持参金、物品などの紛失については保障いたしません。
- ・施設内では、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はお断りします。
- ・施設内へのペットの持込み及び飼育はできません。

<説明者 署名欄>

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業所サービスの提供の開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。
社会福祉法人北海道光生舎特別養護老人ホームしらかば荘短期入所者生活介護事業所

説明者職氏名_____

<同意者 署名欄>

私は、本書により事業所から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護事業所サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

身元引受人 住所

氏名

印

続柄
